

第1回 定例教育委員会議事録		日 時 : 平成29年1月25日 (水)	
		場 所 : 3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 10時50分 閉会	
出席委員	教育長 森 和 範 永 野 治 川 原 惟 昭 長 野 則 夫 久保田 悦 子	議場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	総 務 課 長 大 山 勝 徳 学 校 教 育 課 長 木 原 田 雅 彦 社 会 教 育 課 長 中 村 政 仁 ス ポ ー ツ 係 長 塩 田 達 郎 給 食 セ ン タ ー 所 長 前 田 千 弘 書 記 西 別 府 明 春 書 記 新 納 誠 朗
	議事日程		別紙のとおり
審 議 状 況			
<p>(森教育長) それでは、ただいまより平成29年第1回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(森教育長) まず、平成28年第12回定例教育委員会議事録の承認について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 平成28年第12回定例教育委員会議事録について報告</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 質問がないようですので承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 第12回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 教育長及び委員の報告に移ります。</p> <p>(森教育長) 教育長諸般の報告に基づき平成28年12月25日から平成29年1月24日までの報告。</p> <p>(永野委員) 成人式、「ちむどん」出席の報告。</p> <p>(川原委員) 成人式、菱刈剣道大会、「伊佐さわやかあいさつ運動」出席の報告。</p> <p>(長野委員) 成人式、湯之尾校区コミュニティの体験活動出席の報告。</p>			

(久保田委員)

成人式、 軽スポーツ大会出席の報告。

(森教育長)

では、議事を進めます。今回は議案が4件あります。

まず、議案第1号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」です。事務局の説明を求めます。

(大山総務課長)

それでは、議案第1号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を説明します。

3ページからになります。

本件につきましては、羽月北小学校の閉校に伴いまして、それまで体育館を使用する場合には、本条例を根拠としまして照明施設料金の徴収をいたしておりましたが、学校施設という位置づけでなくなるため、条例中の規程の中の羽月北小を削るものです。今後の利用につきましては、跡地検討委員会等の意見を伺った上で決定していくということになります。

4月からは、普通財産として管理することになります。しばらくの間は、有料での体育館の貸し出しというのは原則として出来ないということになります。

別表の改正ということになりますけど、別添の新旧対照表を見ていただきたいと思います。

新旧対照表の1ページになります。

表がありますけど、羽月北小とあったものを削るということになります。

以上です。

(森教育長)

ただいま、事務局から説明がありましたけど、羽月北小という名前を削るということになります。御質問、御意見はないでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

議案第1号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、賛成でよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第1号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は承認されました。

次に議案第2号「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、議案第2号「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をします。

5ページからになります。

本件につきましても、羽月北小学校の閉校に伴いまして羽月北小学校管内の教職員住宅の所管替えに伴う規則改正になります。併せて平成24年に既に閉校となっております山野西小学校の教職員住宅につきましても今回、同時に所管替えをさせていただこうと考えています。現在、この学校教職員等住宅管理規則に規定されている住宅のうち、6ページからになりますけど別表の12番羽月北小学校校長住宅、それから8ページになりますが49番から53番までになります羽月北住宅1号から3号までと山野西住宅の1号、2号の計6軒の所管替えとなります。所管替えの時期は4月の予定です。これも、3月議会におきまして財産の減額貸付という議案を提出する関係で今回、定例教育委員会にお諮りするものでございます。

(森教育長)

ただいま、事務局から説明がありましたが羽月北小学校閉校のために北小学校校長住宅並びに関連する住宅、それから以前に閉校しました山野西小学校の住宅、山野西小学校の校長住宅、教頭住宅がありますけどこれも、この教育委員会関係の財産としては削除するというところでございます。

所管替えということで、教育委員会の財産ではなく市の財産ということになります。

ただいまの事務局の説明に対し、何かご質問等ございませんか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ないようですので、ただいまの議案について皆さん賛成ということによろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ということで、「伊佐市学校教職員等住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、議決されました。

次に議案第3号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、議案第3号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をいたします。

12ページになります。

本件につきましては、コミュニティ・スクールに取り組むために設置要綱、あとで提案をします議案4号ですけどこの設置要綱を制定することによる規定制定ということになります。

具体的には、学校の管理運営に関する基本的な事項を定めてあります伊佐市立学校管理規則の中に学校運営協議会という規定を盛り込むものであります。

規定は、51条の2ということで学校運営に関し保護者等が参画をすることによりまして地域協働での学校支援体制づくりを推進する、そして学校に学校運営協議会を置くことができるということにしまして学校運営協議会の位置づけを行ったところでございます。

別冊の新旧対照表の方にも資料として添付してございますが、枝番としまして51条の2を新たに学校運営協議会という規定を盛り込むことになります。

(森教育長)

今、説明がありましたけどコミュニティ・スクールを取り入れていくということで、コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会というそういう組織の中で話し合いながら学校の運営をするという訳であります。この学校管理運営規則の中に学校運営協議会という項を新しく設けて学校にそのような組織をつくることできるというものするということでもあります。

ただいま、説明がありましたように、別冊の6ページの左側が現行で、現行は学校評議員と学校事務支援室の2つが51条の中にあるのですが、この学校評議員の後に学校運営協議会という項を新しく入れまして学校事務支援室を下の方へ降ろすということでもあります。

学校評議員制度を来年度も維持する学校もたくさんあります。学校運営協議会を取り入れようとしている学校も4校ありますので、両方がいわば併行してやっていく形になります。学校運営協議会を来年取り入れまして、その成果等を見ながら早いうちに全校を学校運営協議会制度に変えていきたいと思っているのですが、その全校がなった時には学校評議員制度というのは省いていきたいと考えています。

教育委員の皆様にも研修をしていただき、地域皆で学校をつくってほしいと、そして校長を地域が応援すると校長に対して地域の色々な意見を入れていくと地域が教育委員会に色々な要望をできるようにしていくというような学校運営組織をつくってほしい考えでこの学校運営協議会制度を、学校管理規則の中にいれていくということでございます。

今の課長等の説明について何かご質問等ございませんか。

(永野委員)

よろしいでしょうか。

これは、もともと評議員制度があって行く行くは伊佐市としては、コミュニティ・スクールにしていくとするために、運営協議会を位置づけるのだけでも今のところ二本立てですかね。

多分、小規模校が多いからどっちも同じメンバーの可能性が高いですね。

(森教育長)

そうですね。小規模校で評議員会制度がいいのではないかとこの考えもあるのですが、今この人事異動をする中でですね、評議員会制度では、小規模校は大変だなというのを今感じています。それは、子どもの数がすごく減ってきていると、学級編成ができない学校がでてきて、そうすると学級編成ができないと教員の数がぐっと減っていくのです。そうすると、学校運営が非常に厳しい状況になってきて、そうすると校長一人でも学校のことを考えると限度があるものですから、地域の皆さんで子どもたちの数の確保とか色々なものを考えてもらわなければ学校も大変だなという時代になってきておりますので、そういうことから小規模校においても学校運営についても地域の方々も、今は校長の意見を聞くばかりですけど、こうやったらどうかですか校長とか、自分たちもこう動くかとかいうようなものをつくっていかないといけないのではないだろうかと考えている訳でございます。

(永野委員)

小規模校の方が、評議員会をつくりやすいけど運営的には運営協議会の方がいい訳ですね。

(森教育長)

では、今意見等が色々出ましたけど、この議案第3号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、皆さんよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

それでは、賛成多数ということで議案第3号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、議決されました。

続きまして、議案第4号「伊佐市立学校運営協議会設置要綱の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、議案第4号「伊佐市立学校運営協議会設置要綱の制定について」説明をします。14ページからになります。

本件につきましては、学校運営協議会の設置によりまして学校や学校の代表者である校長先生への支援体制を強化するというのが大きな目的であります。そのために、学校運営に対しまして保護者や地域住民などの参加を求め意見交換を行い、要望などを聞きながら協力体制を確立していこうというものでございます。

第2条以下、15条だての要綱ということになっています。第2条では、協議会設置校の規程について規定をしてございます。

また、第3条では、先程委員の方から質問がありましたけど構成について規定をしてございます。委員の数は、9人以内ということにしております。

第4条以下については、協議会の詳細について規定をしたところでございます。

以上でございます。

(森教育長)

お手元の資料の15ページ以降に、この学校運営協議会の設置要綱の今の案を出してありますけど、目的については、学校を地域でつくっていこうと、そして学校が元気になることで地域が元気になっていくという方向を目指していますということでございます。

委員をどのような方を選ぶかということで、第3条にうたっておりますが、保護者それから校区内の住民、校区内というのを限定しているところでございます。

やはり、校区の方々が責任を持っていくというのを、やはりきちんと出すべきではないかと考えています。それから、学識経験者は、校区内の学識経験者ということで、その他教育委員会が適当と定める者で、委員の数は指定学校について9人以内としているのは、大口中央中学校をまず一番大きい人数として、小学校は9校あるものですから、やはり1校区から1人ということを見ると。

小学校の場合、大体5人ここには書いていないんですけど小学校は5人を想定しております。

菱刈中学校においては、菱刈中学校の校区、小学校の校区プラス・アルファを考えた方がいいんじゃないかと思えます。

16ページには、委員の解任、それから守秘事務及び禁止行為、これは公務員ではありませんけれども、やはり校内の色々な秘密とか家庭の状況とかも会の中で出されますので、この項は設けさせていただきました。会議等については、そこに書いてあるとおりです。

17ページには、運営に関する意見の申出ですが、第9条の1ですが教育委員会又は校長に対して意見を述べるができるということ、ただし、教育委員会に意見を述べるときは校長の意見を聴取する、自分たち勝手に教育委員会に意見を述べるのではなく校長に意見を尊重しながら

ら意見を述べるという形にしました。

それから、あまりないのですがこの第9条の3に協議会は、指定学校の運営に関する事項のうち家庭に関わる事項について、保護者に対して意見を述べる言えることと校長が言っても言うことをきかない、どうにもならないという家庭もある訳であります、運営協議会名で家庭にきちんとしたしつけをして欲しいとかですね、きちんとした食事といえますか家庭での養育を努力して欲しいとか命令はできないですけど、そのようなことをできるようにして。

それから、地域についても協力を求めると、意見を言うということは協力を求めるという意味でございます。人材は、いませんかとか子ども達へのあいさつに取り組みましょうとか。

研修についても、今後この学校運営制度というのを先進的にやっているところの方を呼んで研修会を開いたりしていかないといけないと考えております。

あとは、事務局は学校内で主として教頭が行うということになります。

さらに細かいことについては、この設置要綱をもとにしながら設置要綱の趣旨から外れないような形で決めていかないと考えております。

設置要綱を早くつくりまして2月には各学校の校長に説明をして委員を選出してもらおうと考えているものですから、この定例教育委員会にお諮りするものでございます。

今、課長並びに私の方から詳しい説明をさせていただきましたけど、御質問、御意見等ありませんでしょうか。

(永野委員)

内容等については、運営協議会に移行するということが良いと思います。これは、校長が手を挙げたらできるということになるわけですね。

(森教育長)

そうですね。

(永野委員)

校長が説明をして、最終的には教育委員会が認める訳ですけど要するに校長が自ら自分のところの学校はやりますよと手をあげないとできないと。

(森教育長)

そういうことですね。

(永野委員)

第9条の1項、2項、3項、4項で地域と家庭にいれるということになると校区内の賛同が必要ですよ。

(森教育長)

そうですね。これは、難しい問題になりますので、なかなか難しいとは思いますが、よっぽどのことがない限りはしないと思います。

(永野委員)

こういう条項があるとちゃんと説明したうえでしないと校区の人がそれは知らなかったと言う訳にはいかないですね。

(森教育長)

その委員になられた方々、また校区から推薦された方いると思うのですが、その中身についてはしっかり理解してもらって委員になってもらうということですね。

(永野委員)

今回は、これができる各学校に教育委員会としては説明会をやっていく訳ですか。

(森教育長)

推薦されてきた委員についての説明は、やはり教育委員会ではないといけないと。

(森教育長)

本年度、取り組もうとして校長が手をあげている学校が4校ありますが菱刈中学校、菱刈小学校、南永小学校、山野小学校。菱刈中学校は生徒指導の件で大変なのですが、菱刈小学校の方もいつも色々の問題を抱えている学校でして南永小学校と山野小学校は児童数減で。もちろん、他の学校も児童数減で困っております。

多分、来年になったら自分たちの学校もやりたいという学校があがってくると思います。

では、説明をさせていただきましたが、議案第4号「伊佐市立学校運営協議会設置要綱の制定について」は、皆さんよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

それでは、賛成多数ということですので議案第4号「伊佐市立学校運営協議会設置要綱の制定について」は、承認しました。

(森教育長)

続きまして、委員から提出された動議の討論等についてですか、何かありませんか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ないようですので、これもちまして平成29年第1回定例教育委員会を閉会します。